

議案第 8 号

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部改正について

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 26 年 2 月 21 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例（平成 18 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市内の小学校及び中学校の特別支援学級に在学する児童及び生徒並びに特別支援学校に在学する市内在住の児童及び生徒の健全な育成に資する」を「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。以下「学校」という。）に就学している児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項に規定する障害児の生活能力の向上及び社会との交流の促進を図る」に改める。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

(1) 法第 6 条の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスに関する業務

第 4 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 1 1 条各号を次のように改める。

(1) 法第 2 1 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定に係る障害児

(2) 法第 2 1 条の 6 の規定による措置を受けた障害児

第 1 3 条第 1 項中「小学校、中学校又は特別支援学校」を「学校」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、学校の休業日に係る保育室の利用時間は、午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までとする。

第 1 7 条及び第 1 8 条を削り、第 1 9 条を第 1 7 条とし、第 2 0 条を第 1 8 条とする。

第 2 1 条中「児童又は生徒 1 人につき月額 3 万円（利用時間を延長した場合については、日額 9 0 0 円）」を「法第 2 1 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」に改め、同条を第 1 9 条とする。

第 2 2 条を第 2 0 条とし、第 2 3 条を削り、第 2 4 条を第 2 1 条とする。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号参考資料

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条 <u>市内の小学校及び中学校の特別支援学級に在学する児童及び生徒並びに特別支援学校に在学する市内在住の児童及び生徒の健全な育成に資するため、北本市障害児学童保育室（以下「保育室」という。）を設置する。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>心身に障害のある児童及び生徒の健全な育成にかかわる事業の運営に関する業務</u></p> <p>(2) <u>保育室の利用の許可に関する業務</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める業務</u></p> <p>(保育室を利用できる者)</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条 <u>学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。以下「学校」という。）に就学している児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項に規定する障害児の生活能力の向上及び社会との交流の促進を図るため、北本市障害児学童保育室（以下「保育室」という。）を設置する。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>法第 6 条の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスに関する業務</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める業務</u></p> <p>(保育室を利用できる者)</p>

<p>第11条 保育室を利用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>市内の小学校又は中学校の特別支援学級に在学する児童又は生徒</u></p> <p>(2) <u>特別支援学校に在学する市内在住の児童又は生徒</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者のほか、指定管理者が必要と認める者</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第13条 保育室の利用時間は、<u>小学校、中学校又は特別支援学校の放課後から午後5時30分までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に係る保育室の利用時間は、それぞれ当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>小学校、中学校又は特別支援学校の春季、夏季及び冬季の休業日 午前9時から午後5時30分まで</u></p> <p>(2) <u>小学校、中学校又は特別支援学校の休業日（前号に掲げる休業日以外の休業日をいう。） 正午から午後5時30分まで</u></p> <p>3 略</p> <p>(利用許可)</p> <p>第17条 <u>保育室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の利用の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>第11条 保育室を利用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児</u></p> <p>(2) <u>法第21条の6の規定による措置を受けた障害児</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第13条 保育室の利用時間は、<u>学校の放課後から午後5時30分までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、学校の休業日に係る保育室の利用時間は、午前9時から午後5時30分までとする。</u></p> <p>3 略</p>
---	--

(利用許可の取消し)

第18条 指定管理者は、保育室を利用する者が次の各号のいずれかに該当するとき又は保育室の運営上やむを得ないと認められるときは、当該利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該利用許可を取り消すことができる。

- (1) 児童又は生徒の疾病その他の事由により、他の児童又は生徒に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。
- (2) 利用料金を一定期間納付しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要があると認めたとき。

第19条・第20条 略

(利用料金)

第21条 保育室を利用する者は、児童又は生徒1人につき月額3万円（利用時間を延長した場合には、日額900円）を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた利用料金を納付しなければならない。

第22条 略

第17条・第18条 略

(利用料金)

第19条 保育室を利用する者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた利用料金を納付しなければならない。

第20条 略

<p><u>(利用料金の免除)</u></p> <p><u>第23条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、第21条の規定による利用料金を市長の承認を得て減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第24条 略</p>	<p>第21条 略</p>
--	---------------